

国際柔道連盟試合審判規定2011より抜粋 (2014-2016の改正点を補足)

☆第27条 禁止事項と罰則

「指導」…軽微な違反を犯した試合者に与えられる。

1) 試合において、勝負を決しようとしないうえ、故意に取り組まないこと。

※自分の襟などを手で押さえたり、広げたりして相手に握らせない場合は、「故意に取り組ませない」として「指導」を与える。

新規定 2014-2016 を適用する。

2) 立ち姿勢において、組んだ後、極端な防御姿勢をとること ~~=(通常5秒を超えて)=~~

新規定 2014-2016 を適用する。

3) 攻撃しているような印象を与えるが、明らかに相手を投げる意志のない攻撃を行うこと。
(偽装的攻撃)

4) 立ち姿勢において、防御のために相手の袖口を握り続けること ~~=(通常5秒を超えて)=~~
及び捻り絞って握ること。

5) 立ち姿勢において、勝負を避けるために、相手と片手又は両手の指を組み合わず姿勢を続けること ~~=(通常5秒を超えて)=~~

6) 故意に、自分の柔道衣を乱すこと、及び主審の許可なしに、帯や下穿の紐をほどいたり、締め直したりすること。

7) 第16条(※寝技への移行)によらず、相手を寝技に引き込むこと。

8) 相手の袖口又は下穿の裾口に指を差し入れること。 新規定 2014-2016 を適用する。

9) 立ち姿勢において、攻撃をしないうえ、「標準的」な組み方以外の組み方をすること ~~=(通常5秒を超えて)=~~ 新規定 2014-2016 を適用する。

10) 立ち姿勢において、組む前にでも組んだ後にでも、何の攻撃動作も取らないこと。(「積極的戦意の欠如」)

※積極的戦意の欠如は、約25秒間、一方又は双方の試合者に攻撃の動作が見られないときに与えられるものである。攻撃の動作がなくても、純粋に試合者が攻撃のための機会をうかがっていると主審が判断する場合には、積極的戦意の欠如は与えられるべきではない。

11) 親指と四指の間で相手の袖口を握ること。 新規定 2014-2016 を適用する。

12) 相手の袖口を折り返して握ること。 新規定 2014-2016 を適用する。

13) 帯の端や上衣の裾を、相手のどの部分にでも巻きつけること。

14) 柔道衣を口にくわえること(自分のものでも相手のものでも)。

15) 相手の顔面に、直接手又は腕、足又は脚をかけること。

16) 相手の帯、もしくは襟に足や脚をかけること。

17) 柔道衣の上衣の裾又は帯を使って、あるいは直接指で絞技を施すこと。

18) 立ち姿勢、寝技のいずれにおいても、場外に出るか、相手を故意に場外に押し出すこと。

19) 相手の胴(胴絞)、頸、頭を脚ではさんで絞めること(両足を交差し、両脚を伸ばして)。

20) 相手の握りを切るために、相手の手又は腕を膝や足で蹴ること。また技をかけることなく、相手の脚や足を蹴ること。

21) 相手の握りを解くために、相手の指を逆にとること。

「反則負け」…重大な違反を犯した試合者に与えられる。

- 22) 河津掛を試みること。
- 23) 肘関節以外の関節をとること。
- 24) 背を畳につけている相手を引き上げ、これを畳に突き落とすこと。
- 25) 相手が払腰等を掛けたとき、相手の支えている脚を内側から刈ること。
- 26) 主審の指示に従わないこと。
- 27) 試合中に、無意味な発声や、相手や審判員の人格を無視するような言動を行うこと。
- 28) 特に首や脊椎など、相手を傷つけたり危害を及ぼしたり、あるいは柔道精神に反するような動作をすること。
- 29) 腕挫腋固のような技を掛けるか又は掛けようとしながら、畳の上に直接倒れること。
- 30) 内股、払腰等の技を掛けるか、又は掛けようとしながら、身体を前方へ低くまげ、頭から畳に突っ込むこと。また、立ち姿勢又は膝をついた姿勢から、肩車のような技を掛けながら、あるいは掛けようとしながら、まっすぐ後方に倒れること。
- 31) 試合者の一方が、後からからみついたとき、これを制しながら、故意に同体となって後方に倒れること。
- 32) 硬い物質又は金属の物質を身につけていること（覆っていても、いなくても）。
- 33) 立ち姿勢のとき、相手の帯より下へ手や腕で直接攻撃・防御すること。

新規定 2014-2016 を適用する